

事業報告書

自 平成28年 4月 1日
至 平成29年 3月31日

公益社団法人 島根被害者サポートセンター

島根県松江市東津田町1741-3

平成 28 年度 事業報告書

公益社団法人 島根被害者サポートセンター

平成 28 年度は、犯罪被害者等早期援助団体として島根県公安委員会から指定(平成 26 年 3 月 13 日付)を受け実質 3 年目の年であり、かつ平成 28 年 4 月 1 日付けで島根県知事から公益認定を受け公益社団法人として新たなスタートを切った年となった。当センターにおいては、島根県、島根県警察を始め関係機関、団体等との緊密な連携の下、民間支援団体としての特性を活かし個々の被害者ニーズに配慮し、電話・面接相談、カウンセリング支援、付き添い支援等各種支援活動を実施した。

また、支援事業の更なる充実と基盤強化を図るため

- ・人材育成（支援活動員のスキルアップのための研修等）
- ・支援活動の周知度の向上及び被害者支援に関する広報・啓発
- ・安定的な財政基盤確保のためのファンドレイジング活動

等を推進した。

事業の具体的な推進状況については下記のとおりである。

1 相談事業

電話相談については、前年度の実績 120 件に対し 140 件と件数が増加した。内容は交通事故及び身体犯罪に関する相談が多数を占めている。面接相談は 13 件で前年の 12 件とほぼ横ばいであった。

精神的ケアを図るためのカウンセリング支援は、前年度の 3 件から 8 件に増加し、対象者はいずれも性的犯罪被害者であった。

<支援活動状況 月別一覧>

	電話相談	面接相談	カウンセリング	直接支援	合計
4 月	4	0	0	0	4
5 月	5	0	0	0	5
6 月	19	1	1	1	22
7 月	13	0	0	0	13
8 月	19	2	2	0	23
9 月	8	1	1	0	10
10 月	8	1	1	0	10
11 月	12	2	0	1	15
12 月	19	0	1	0	20
1 月	7	0	0	0	7
2 月	10	3	2	0	15
3 月	16	1	0	0	17
計	140	11	8	2	161

<支援活動状況 内容別一覧>

		電話相談	面接相談	カウンセリング	直接支援	合計
身体犯	殺人(傷害致死)	11	3	0	0	14
	強盗(致死傷)	0	0	0	0	0
	強姦	50	4	8	2	64
	強制わいせつ	6	1	0	0	7
	その他の性暴力	0	0	0	0	0
	暴行・傷害	7	1	0	0	8
	その他の身体犯	0	0	0	0	0
交通事故	危険運転致死傷	0	0	0	0	0
	交通死亡事故	1	0	0	0	1
	その他交通事故	10	1	0	0	11
財産的被害		9	0	0	0	9
DV		0	0	0	0	0
ストーカー		4	1	0	0	5
虐待		1	0	0	0	1
その他	死別・自殺	0	0	0	0	0
	災害被害	0	0	0	0	0
	その他	41	0	0	0	41
計		140	11	8	2	161

2 直接的支援等事業

付き添い支援などの直接的支援活動については、前年の3件に対し2件であり、内容は他機関相談窓口への付添いと家庭訪問による生活支援であった。

3 支援活動員養成・研修事業

(※平成28年度末現在支援活動員登録者数：33名)

(1) 第9回被害者支援活動員養成講座の開催

新規被害者支援活動員の養成を目的に、6月から8月にかけて計5回被害者支援活動員養成講座を開催した。

本年度の受講者は10名（男性3名、女性7名）で、この内6名を新規に支援活動員に任命した。



【平成28年度第9回支援活動員養成講座】

開催日	テーマ	講師
6月11日 (土)	開講式	島根被害者サポートセンター
	被害者支援・センターの活動概要	
	傾聴 自分自身を知る(エゴグラム)	臨床心理士
7月2日 (土)	DV被害者及性暴力被害者への対応	女性相談センター
	法テラスの被害者支援制度の概要等	法テラス
	こどもの虐待対策	島根県中央児童相談所
7月16日 (土)	性犯罪被害者のサポート	島根県警察本部捜査第一課
	ストーカー被害者のサポート	島根県警察本部少年女性対策課
	被害者支援について	弁護士
	最近の消費者トラブル事例と対策	島根県消費者センター
7月30日 (土)	検察庁における被害者支援制度	松江地方検察庁
	被害者の心理と接し方の留意点	臨床心理士
	警察における被害者支援	島根県警察本部広報県民課
	交通事故被害者のサポート	島根県警察本部交通指導課
8月6日 (土)	刑事裁判と被害者支援	松江地方裁判所
	亡くなった娘からの生命のメッセージ	交通犯罪遺族
	まとめ(感想文の提出)	島根被害者サポートセンター
	閉講式	

(2) 支援活動員研修事業

ア 部内研修の開催

支援員のスキルアップを目的に毎月1回の部内研修を実施した。この内5月には、全国被害者支援ネットワーク認定コーディネーター(ひょうご被害者支援ネットワーク所属)を招へいし直接的支援について講義及び指導を受けた。また、7月には松江地方裁判所における裁判傍聴・施設見学、3月には松江刑務所の施設見学を行った。

実施日	内容	講師
4月16日	付添い支援等支援活動検討会	支援活動員
5月21日	直接的支援の実際	認定コーディネーター
6月11日	臨床心理士による講話	臨床心理士
7月2日	法テラスによる被害者支援制度の概要	法テラス職員
7月12日	裁判傍聴等裁判所研修	裁判所職員
8月6日	被害者遺族による講話	被害者遺族
9月17日	新人研修	事務局長
10月15日	中四国ブロック研修会の伝達教養	研修会参加者
11月5日	被害者支援を考える講演会	川名壮志氏
12月17日	秋期全国研修会の伝達教養	研修会参加者
1月21日	面接相談のロールプレイ	事務局長ほか
3月14日	松江刑務所施設見学	松江刑務所職員

<継続研修の様様>



イ 全国被害者支援ネットワーク主催の研修

全国ネットワークが主催する下記の研修会へ参加した。

- ① 平成 28 年度支援活動会議
8 月 5 日～6 日 東京 支援活動責任者が出席
- ② 中国・四国ブロック質の向上上半期研修会
8 月 27 日～28 日 高知 5 名参加)
- ③ 全国犯罪被害者支援フォーラム 2016 及び秋期全国研修会
9 月 30 日～10 月 2 日 東京 フォーラム 6 名・研修会 5 名参加
- ④ 中国・四国ブロック質の向上下半期研修会
1 月 28 日～29 日 山口 2 名参加

ウ 他機関主催の研修会等

上記のほか下記の研修会・講演会等へ参加した。

- ① 山口被害者支援センター主催公開講座「入江杏氏講演会」
5 月 22 日 山口 1 名参加
- ② 島根県弁護士会主催講演会「性犯罪に対する刑法改正問題で考えたこと」
9 月 16 日 松江市商工会館 2 名参加
- ③ 島根県被害者支援連絡協議会講演会 講師：廣瀬小百合氏
11 月 14 日 島根県職員会館 4 名参加
- ④ トリニティカレッジ出雲医療専門学校における被害者支援講演会
1 月 17 日 出雲 2 名参加

4 広報・啓発事業

(1) 各種広報・啓発活動

犯罪被害者及び犯罪被害者支援に対する県民の理解を深めるとともに、当センターの支援活動に対する認知度を高めるため広報、啓発活動を下記のとおり推進した。

ア ラッピングバスによる広報

- ① 松江市営バス（路線：松江市内循環線） 平成 21 年度から実施
- ② 石見交通（路線：浜田） 平成 23 年度から実施

イ バス車内放送による広報

松江市営バスの車内CMによる広報 松江市内バス路線の4か所において、1日269回のCM放送を実施した。

ウ 広報誌・広報グッズ等の作成

- ① 広報誌「ニューズレター」を2回発行（7月・1月）
- ② 女性のための安全カードの作成 1万枚
- ③ ポケットカードの作成 1万枚
- ④ クリアファイルの作成 2千枚
- ⑤ ポケットティッシュの作成 5千個



<ポケットカード>

エ マスコミの活用による広報

- ① 山陰中央新報「さんさん」への掲載（月4回）
- ② FM山陰ラジオによるスポット放送（週1回）
- ③ 報道各社への広報資料提供

オ ホームページによる情報発信

- トップページの変更
- 活動状況の掲載
- 寄附金の優遇税制についての説明を追加

カ 各種イベントへの参加

- ① 県主催による「しまね人権フェスティバル2016」への参加
10月16日 大田市民会館 事務局以下4名参加
- ② 「犯罪に強い社会の実現のための島根県民会議」への参加
2月7日、県職員会館において同会議に理事長、副理事長、事務局長及び支援活動員3名が参加し、当センターの支援活動を模擬面接相談等により紹介。

<人権フェスティバル>

<犯罪に強い社会の実現のための島根県民会議>



- ③ 支援自動販売機設置セレモニーへの参加

3月1日 カナツ技建工業株式会社における支援自販機設置式典へ理事長以下3名が参加（民放テレビにより放映）

キ 犯罪被害者週間(11/25～12/1)を中心とした広報啓発活動

① 県主催「犯罪被害者等支援パネル展」への参加

11月4日～20日の間、島根県立図書館において開催のイベントに参加

② 県警主催の犯罪被害者支援キャンペーンへの参加

11月25日 JR松江駅前 事務局長以下2名参加

ク その他

① 警察学校犯罪被害者専科における講義 9月6日(事務局長)

② 島根県立大学フレッシュマンフィールドセミナー 講義 10月20日(事務局長)

③ 警察学校交通事故捜査専科における講義 11月2日(事務局長)

④ 被害者支援安来地区ネットワーク総会 11月16日(事務局長)

⑤ 松江刑務所における講義 3月(事務局長)

(2) 「被害者支援を考える講演会」の開催

島根県、島根県警察及び松江市の後援を得て「犯罪被害者支援を考える講演会」を下記のとおり開催した。

11月5日(土) 島根県民会館3階大会議室

○ 講師 毎日新聞千葉支局記者 川名壮志氏

○ 演題 「犯罪被害者と隣人」

○ 来場者 約150名



<被害者支援を考える講演会の模様>



(3) 「命の大切さを学ぶ教室」の開催等

ア 「命の大切さを学ぶ教室」(県警委託事業)の開催

被害者遺族が犯罪から受けた様々な痛みや、子どもを亡くした親の思いを話すことで将来を担う中学・高校生等に命の大切さを伝えるとともに、罪を犯してはならないという規範意識の向上を図ることを目的として県警と協働し県下15の中学・高校において開催した。

【平成 28 年度 命の大切さを学ぶ教室 開催校一覧】

実施日	学校名	講師	付添い
5月 6日	大田市立第二中学校	江角 弘道 氏	1人
5月17日	松江市立第一中学校	江角 弘道 氏	2人
5月20日	益田市立益田中学校	江角由利子 氏	3人
6月10日	私立松江西高等学校	江角 弘道 氏	1人
6月15日	松江市立第四中学校	高松由美子 氏	1人
6月27日	松江市立八雲中学校	市原千代子 氏	2人
6月28日	出雲市立多伎中学校	市原千代子 氏	1人
6月29日	海士町立海士中学校	江角由利子 氏	3人
6月30日	県立隠岐高等学校	江角由利子 氏	3人
7月13日	江津市立江津中学校	一井 彩子 氏	1人
7月14日	私立明誠高等学校	市原千代子 氏	3人
9月13日	私立開星中学校	市原千代子 氏	1人
11月11日	県立浜田商業高等学校	市原千代子 氏	2人
12月 6日	益田市立西南中学校	中谷千代子 氏	2人
2月 5日	大田市立大田第三中学校	一井 彩子 氏	2人



<海士中学校 命の大切さを学ぶ教室>



イ 県警主催「命の大切さを学ぶ教室島根県作文コンクール」の後援

県警主催の「命の大切さを学ぶ教室島根県作文コンクール」を後援し、優秀作品へ副賞を贈呈した。

図書カード 1000円×10名（中学生5名、高校生5名）

5 預保納付金助成事業

預保納付金助成事業費総額 4,750,000円

日本財団による振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金による助成により、下記の事業を実施した。

【団体運営の自立に向けた仕組みづくり】

- 非常勤職員の雇用 1,050,000円
- 支援活動員研修事業 525,000円
- 広報啓発事業 1,225,000円

【犯罪被害者支援に関わる車両整備】

- 車両費 1,950,000円



<車両：日産ノート>

6 会議等への出席状況

- ① 全国事務局長会議
4月21日 東京 事務局長出席
- ② 全国被害者支援ネットワーク総会
5月27日 東京 理事長出席
- ③ 市町村犯罪被害者等支援担当者会議
7月27日 市町村振興センター 事務局長出席
- ④ 全国理事長会議
8月25日 東京 理事長出席
- ⑤ 島根県犯罪被害者支援連絡協議会総会
11月14日 県職員会館 事務局長出席
- ⑥ 中国四国ブロック事務局長会議
1月27日 山口 事務局長出席
- ⑦ 島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会総会
2月9日 県職員会館 事務局長出席

7 ファンドレイジング活動

(1) 支援自販機の設置

支援自販機取扱会社の協力を得て、清涼飲料水の売上の一部を当センターに寄付できる「支援自販機」の設置促進を図った。(7台設置)
(平成28年度末現在合計設置台数 116台)



(2) 「2016年 イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」への参加

黄色いレシート投函合計額の1% 57,700円 (平成29年度寄付金に計上)

(3) 全国被害者支援ネットワークによるホンデリングへの参画

本の寄贈による売却代金の寄付
寄付金総額 32,639円

(4) 募金箱の作成・配布

募金箱(リーフレットケース付き)を100個作成し、協力団体等に配布



<平成28年度寄付総額>

・ 一般寄付金(企業団体等)	369,239円
・ 幸せの黄色いレシート(2015年度分)	41,100円
・ ホンデリング寄付金	32,639円
・ 支援自販機寄付金	6,978,530円
合 計	<u>7,421,508円</u>

8 その他

(1) 公益法人認定に伴う税額控除に係る証明書の取得

島根県知事からの公益社団法人認定に伴い、平成28年7月25日付けで島根県知事に対し税額控除に係る証明を受けるための申請を行い、同年8月3日で税額控除に係る証明書(有効期間平成28年8月3日から平成33年8月2日)の交付を受けた。これにより、個人からの寄附金について税額控除制度が適用される対象法人となった。

(2) 規程変更事務

島根県知事からの公益社団法人認定等に伴い定款及び内部規程(11規程)の変更及び新規に1規程を策定した。